

西日本旅客鉄道株式会社の株式取得代行業務委託仕様書

本仕様書は、亀岡市(以下「本市」という。)が行う「西日本旅客鉄道株式会社の株式取得代行業務」(以下「本業務」という。)の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1. 業務名

西日本旅客鉄道株式会社の株式取得代行業務

2. 業務の目的

当事業は株式の取得により、沿線自治体の立場に加えて株主としてより影響力を持ち、JR 嵯峨野線の減便措置の復元や利便性向上に向けた要望を行っていくこと、また配当金を活用した利用促進事業の実施や株式取得による市民等の公共交通施策への関心の喚起を目的として実施する。

3. 業務の内容

西日本旅客鉄道株式会社の株式取得代行を行う。

(1) 購入予定価格

総額100,000,000円分(手数料含む)

(2) 購入時期

令和7年3月31日までに取得し、受渡しを完了する。

4. 企画提案書の記載内容について

(1) 購入方法について

株式相場による購入時期の判断や購入代金の決済方法、市場リスクの軽減方法など、自治体が株式を取得する上で対応可能な購入方法をメリット・デメリットを示して記載すること。

(2) 手数料について

株式購入における手数料を記載すること。

(3) 購入期間について

株式購入時期が複数日設けられる場合はその最大日数を記載すること。

(4) その他

その他、仕様書に定めのない提案、アピールしたい点等について記載すること

5. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提出書類を作成し、ヒアリング審査に出席したスタッフと同一のスタッフが対応すること。
- (4) 受託者は、亀岡市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。